

京都市と畜場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川大作

京都市規則第 83 号

京都市と畜場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市と畜場条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表使用料の欄中「1, 753」を「1, 928」に, 「283」を「354」に, 「545」を「834」に改め, 同表備考を同備考2とし, 同備考2の前に次のように加える。

- 1 「子牛」及び「子馬」とは, それぞれ条例別表備考1に規定する子牛及び子馬をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は, 平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前の使用に係る使用料については, なお従前の例による。

(産業観光局中央卸売市場第二市場業務課)